○諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業補助金交付要綱

|  |
| --- |
| (平成30年10月1日要綱第9号) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|

|  |  |
| --- | --- |
| **改正**  | 令和2年8月27日要綱第10号  |

 |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|

|  |  |
| --- | --- |
| **改正**  | 令和7年6月18日要綱第 10号 |

 |

 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|

|  |  |
| --- | --- |
| **改正**  | 令和2年8月27日要綱第10号 |

 |

 |

|  |
| --- |
|  |

(目的)

第1条　この要綱は、本村における介護福祉施設等の職員を充実させ、高齢者福祉の向上を図るため、予算の範囲内で諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業補助金を交付することに関し、諸塚村補助金等交付規則(平成6年諸塚村規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　介護福祉施設等　介護保険法(平成9年法律第123号)第8条又は第8条の2に規定する介護福祉施設等で、もろつかせせらぎの里のことをいう。

(2)　補助金　介護福祉施設等に勤務し、補助の要件を満たした者に支給する支援金をいう。

(3)　介護職員　次のいずれかに該当する者をいう。

ア　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条及び第39条に規定する者

イ　介護保険法第7条第5項に規定する者

ウ　保健師助産師看護師法（昭和62年法律第30号）第5条及び第6条に規定する者

エ　介護職員初任者研修を修了した者

オ　介護職員実務者研修を修了した者

カ　アからオまでに規定する者を目指す者

(事業期間)

第3条　事業期間は、平成30年10月1日から令和10年3月31日までとする。

(支給対象者)

第4条　補助金の支給対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1)　介護福祉施設等で、事業期間内に介護職員となる者

(2)　介護福祉施設等での1週間の勤務時間が、1年を平均して35時間以上又は1ヶ月140時間を超える勤務条件で5年以上継続する雇用契約を締結する者（介護福祉施設等の認める職務に関する研修及び講座受講に要する時間を含む。）

(3)　市町村民税の滞納が無い者

(4)　反社会的活動等、社会通念上支援することが不適当な活動を行っていない者

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(補助金の額)

第5条　補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1)　就職初年度　就職時一時金10万円、1年目終了後に10万円

(2)　就職1年目以降　1年を経過するごとに20万円

(補助金の支給期間)

第6条　補助金の支給期間は、補助金の支給開始日の属する月から起算して5年以内とする。ただし、病気休暇等により就業できなかった場合は、原則としてその休暇日を加算した就業日までとする。

(交付の申請)

第7条　補助金の交付を受けようとする者は、介護福祉施設等に就職した日の翌日から起算して60日以内及び1年間在籍後に、諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業補助金交付申請書兼勤務状況報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて村長に申請するものとする。

(1)　住民票の写し（本籍地の記載があるもの）

(2)　就業証明書(様式第2号)

(3)　誓約・承諾書(様式第3号)

(4)　市町村民税の納税証明書

(5)　外国人にあっては、法務大臣が発行する在留カード又は特別永住者証　明書の写し(有効期間が満了していない者に限る。)

(6)　前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条　村長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び調査し、補助金の交付の可否及びその額を決定し、諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条　補助金の交付の決定を受けた者(以下、「補助金決定者」という。)は、速やかに諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業補助金交付請求書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

2　前項の補助金は、諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業補助金交付請求書を受領した日から1ケ月以内に支払うものとする。

(申請事項の変更報告、休職報告)

第10条　補助金決定者は、第7条及び第8条の規定により村長へ提出した申請書の記載内容に変更が生じた場合又は病気休暇を取得した場合は、速やかに諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業補助金交付申請内容変更報告書（様式第6号）に変更内容又は休暇期間が分かる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条　村長は、補助金決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を補助金決定者に諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業補助金返還命令書（様式7号）により命ずるものとする。

(1)　補助金の申請に虚偽その他の不正な記載があったとき。

(2)　就職した日から起算して6ケ月未満で退職したとき。

(3)　第4条に規定する補助金の交付要件を満たすことができないとき。

(4)　病気休暇により、就業日を延長する場合。

(5)　前4号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(在籍報告)

第12条　補助金決定者は、介護福祉施設等に就職した日から１年を経過する日ごとに、介護福祉施設等から証明を得て、諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業在籍報告書（様式第8号）を村長に提出しなければならない。

(委任)

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附　則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附　則(令和2年8月27日要綱第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(令和7年6月18日要綱第10号）

　　この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業補助金交付申請書兼勤務状況報告書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

就業証明書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

誓約・承諾書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業補助金交付(不交付)決定通知書

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第6号(第10条関係)

諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業補助金交付申請内容変更報告書

[別紙参照]

様式第7号(第11条関係)

諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業補助金返還命令書

[別紙参照]

様式第8号(第12条関係)

諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業補助金在籍証明書

[別紙参照]